

# 平成24年秋季大祭屋台・みこしの運行に関する決定事項

## ＝ 通 達 事 項 ＝

伊曾乃神社鬼頭会

### 1. 15日早朝（宮出し）屋台奉納について

#### (1) 年番屋台について

イ. 本年の年番屋台は、**西条校区**である。

#### (2) 屋台・みこしの奉納時間について

イ. 各屋台の自町内出発時刻は、午前0時以降に、随時出発すること。

ロ. 本年の年番屋台（**西条校区**）は、指定場所に午前4時25分（参進の5分前）までに据えること。

ハ. 本年も、みこしが境内駐車場に上がる時間は、午前5時を目処に鬼頭が指示するので、

**奉納全屋台が、午前5時までに所定場所に据えられるよう、早目の奉納に心がけること。**

#### (3) 屋台・みこしの運行について

イ. 高知へ向かう国道194号を通行する場合は、旧イレブンから伊曾乃入口までの間、**屋台は基本的に右側（歩道側）を通行する**。標識の下は、やむをえず左側等を通行する。

ロ. 神社内での上り下りの優先は決めない。各屋台の譲り合いの精神による状況判断にお任せする。

ハ. みこしの上りと、屋台の下りのトラブルを避けるため、屋台はみこしが上がるまで各々の据え場所に留まること。

ニ. **境内での屋台奉納は、後続屋台を待たすことのないよう円滑な練りを心がけること。神門前に立ち止まっただけの唄は厳に禁止する。**

#### (4) 屋台・みこしの据え場所について（伊曾乃神社内略図参照）

イ. 境内に据える屋台は、御供（本町）、一番（中野）及び年番屋台（**西条校区11台**）、**玉津校区（3台）の計16台とし**、境内に名札を吊り下げているので、その下前へ正しく据えること。

ロ. 年番以外の**神拝校区（24台）**は、大鳥居上の指定場所に正しく据えること。**神戸校区（10台）、大町校区（27台）**は、境内駐車場のぬさ下前に出来るだけ詰めて据えること。

ハ. みこし（**3台**）は、境内駐車場の名札下前に正しく据え、**境内への押し上げ・練りは大変危険なため禁止する。**

#### (5) 神職・参列者の「参進」について

イ. 例大祭斎行に向けて神職・参列者の社務所大玄関前からの「**参進**」開始時間は、**午前4時30分とする**。そのため、**4時25分から35分頃までの約10分間は神門前への奉納及び境内参道での練りは、厳に禁止する**。また、その間、境内にいる年番屋台等の太鼓・鉦は止めること。

ロ. 「参進」は、神幸祭の大切な出発神事である。祭礼の本質を氏子各位にもご理解していただき、**伝統祭礼の一層の厳粛化に務めるため、氏子皆様方の周知とご理解をお願いします。**

#### (6) 御神輿の巡幸協力について

イ. 御供・一番・年番屋台は、御神輿先導のため表参道を下りること。出発は、鬼頭が指示する。

ロ. 御供・一番・年番屋台以外の屋台は、みこし入場後、早めに参道を下りること。

**退出順は①大鳥居上広場はみこし通過後、②駐車場広場はみこし練り終了後、③境内年番の順**

ハ. 御神輿が下り始めたら、参道に残っている屋台は速やかに道を空けること。

ニ. 一番お神楽（大鳥居6：20開始）終了後、鳥居を下り右側の「中之段の道路」は御神輿の巡幸コースとなっている為、各屋台においては御神輿の巡幸の妨げとならぬよう十分配慮願いたい。

#### (7) その他

イ. 境内他の清掃・美化について（配置図参照）

○紙吹雪、飲食の殻など、ゴミの不法投棄を厳に防ぐこと。**（周辺の田畑に酒瓶を投棄しない）**

○各屋台が出発する際は、御神域であるので必ず後始末を行うこと。

～ゴミ収集場所～ ①シメ柱横階段を上ったところ ②駐車場旧トイレ横

③駐車場南側の桜を植えてある神苑の一角。 ④大鳥居頌徳碑の横

ロ. メロディー橋の通行について

○通行許可は、西条市役所建設道路課が窓口です。（**必切・内容確認のこと。**）

○通行に際して、一橋脚間につき屋台1台の通行とし、橋の荷重を軽減し、円滑な運行に努めること。

## 2. 16日 屋台運行

○各校区先頭屋台時間表 ・ 鬼頭配置表 ・ ・ ・ 別紙参照

## 3. 16日早朝（お旅所）屋台奉納について

### (1) お旅所での校区別奉納時間帯について

イ. お旅所奉納時間及び、出発が定刻に行えるよう各屋台・みこしの責任ある行動をお願いする。

●校区別奉納時間・・・各校区の屋台奉納時間を示す。

○神戸（11台南入口） 2：00～2：20 ○大町（一部15台東入口） 2：20～3：10

○大町（一部12台常心入口） 2：20～3：10 ○玉津（3台東入口） 3：10～3：15

○神拝（24台常心入口） 3：15～4：10 ○西条（12台常心入口） 4：10～4：30

○みこし（3台常心入口） 4：30～4：50

### (2) 屋台・みこしの運行について

イ. お旅所での御神前（お仮殿）への奉納の練りは2回までとする。

なお、統一行動におけるお旅所 出発時の御神前（お仮殿）への奉納は禁止とする。

ロ. 各屋台の台車の取り外しは、高橋畳店前まで進み台車をはずすこと。はずした台車は広場に置き、練りの後は、所定場所に据え、出発までに台車を取り付け待機すること。

ハ. 途中のロウソクの取替え等については、後続屋台の運行に支障のないよう迅速に行うこと。

なお、本年も常心入口並びに金光教前に屋台係の鬼頭を配置し、各屋台を誘導する。

ニ. お仮殿前からメインの通路は屋台と見物人との競合が予想され危険である。各屋台においては安全に留意して、秩序ある屋台奉納が円滑に執り行えるよう心がけること。

ホ. みこしの入場時に、各屋台・みこしから必ず2名の自主警備員（警固）を選出し、通路となる道路両側にて警察と共同して、みこし通路の確保並びに観客の安全を図るべく警備に当たること。

○神戸 -----自町内屋台前にてみこし通路の確保及び警備をする。

○大町・神拝・玉津・西条--自町内屋台前方のみこし通路まで出て通路の確保及び警備をする。

ヘ. 屋台・みこしは、各町名札の前に据えること。なお、忠霊塔前の据え場所はコの字形に、また、東の小川横は一列に長く据えること。

ト. 奉納屋台・みこしの「紙吹雪」は厳に禁止する。

### (3) 奉納許可証と番号札の交換について

イ. 本年も御仮殿前の鬼頭詰所は、正面向かって右側に設置するので、『奉納許可証』を必ず持参し番号札と交換すること。なお、警察詰所は正面向かって左側の見張り台とする。

### (4) お旅所出発時間について

**出発時間 午前5時 厳守！！**

●『お旅所』出発時間について・・・校区の先頭屋台の出発時間を示す。

○神戸校区 5：00 ○大町校区 5：05 ○神拝校区 5：25 ○玉津・西条校区 5：40

### (5) 御神輿の巡幸協力について

イ. 御神輿は、最終屋台のお旅所出発の後、次のお神楽場（駅前）を目指し巡幸を開始する。

ロ. お御旅所から登道商店街入口前までの間は、御神輿と屋台の運行コースが重なり、屋台の進み具合によっては、御神輿の巡幸に多大な影響を及ぼすこととなっている。

ハ. 一番屋台は、商店街の明治屋前まで、据えることなく運行している。これは、概ね最終屋台が北之丁踏切を通過できるであろう距離を想定しての運行である。

ニ. この区間は各屋台においても長距離の運行となるが、祭礼全体の円滑な運行について配慮をいただき、屋台を止めることなく運行し、御神輿の恙(つつが)無き巡幸へのご協力をお願いしたい。

### (6) その他

イ. お旅所の清掃・美化について

○各屋台が出発する際は、御神域であるので必ず後始末を行うこと。

～ゴミ収集場所～ お旅所北東の角

#### 4. 御殿前について

##### (1) 御殿前について

**参入及び練りは1回とする！！**

- イ. 御殿前への進入経路は、昨年同様とし、神戸・大町校区屋台は、法務局側から進入する。神拝・玉津・西条校区は、広島銀行南を通り三本松から御殿前とする。  
(尚、各校区担当の鬼頭は御殿前正門前から退出までを指揮する。)
- ロ. 屋台の据え位置は、現行どおりである。御神輿到着の際は、御神輿が通りやすくして、秩序よく据ええること。
- ハ. 各屋台の御殿前（西条高校大手門前）への参入は1回とする。それに伴い、裁判所前の道路にて指定場所に据える以外の無駄な逆行は禁止とする。
- ニ. 御殿前への参入は、先行屋台と離れることなく、また、後続屋台を待たすことのないよう円滑な練りを心がけること。西条高校大手門前に立ち止まっての唄は厳に禁止する。
- ホ. 御神輿がお神楽場所に到着と同時に、先頭屋台から出発が始まるので各屋台は出発可能な態勢を整えておくこと。

##### (2) 新町泉について

- イ. 神拝校区の新町泉での練りは、後続屋台に迷惑をかけない方策を神拝校区で検討し、事前に鬼頭と打合せをすることを条件に認める。神拝校区以外の屋台は、新町泉での練りを禁止する。

##### (3) 昼食について

- イ. 本年も、先頭の神戸屋台から伊予銀行西条支店を起点に古玉線の東西に整列のこと。

#### 5. 玉津土堤について

##### (1) 据え場所等について

**先頭屋台の出発の最終待機時間を14時40分とする！！**

- イ. 屋台据付場所は、南土手に神拝・西条校区とする。（校区の先頭屋台を玉津橋側とする。）
- ロ. 北土手は神戸・大町校区とする。
- ハ. 玉津校区3台は、5分間の範囲で橋の上での練りを許可する。据え場所は、玉津橋北側とする。
- ニ. 昨年の川入り遅れの解消を図るため、先頭屋台の玉津出発の最終待機時間を14時40分とする。

#### 6. 加茂川土堤について

##### (1) 運行コースについて

- イ. 昨年同様、玉津から明神木、小川を経てJ A西条大町支所横の交差点から2コースとする。
- ロ. 第1コースは、神戸・大町校区が運行する。第2コースは神拝・玉津・西条校区とし、J A西条大町支所前～岸陰を経由し地蔵原通りからお旅所に入り、第1・第2の順番で加茂川土堤に上がる。
- ハ. お旅所前にて双方のコースの屋台が競合した場合は、第1コース(大町校区屋台)を優先し第2コース先頭の神拝校区屋台は、西条農高進入道入り口手前の三叉路において待機する。
- ニ. 先頭屋台は明神木休憩場所を、光泉三叉路にする。

##### (2) 加茂川土堤について

**土堤上での「差し上げ」は全面禁止！！**

- イ. 全屋台が加茂川土堤に整列し、御神輿のお見送りをするために、各屋台の自覚と責任ある運行をお願いする。
- ロ. 加茂川土堤はラインを引くので、ライン上に正しく据えること。
- ハ. 土堤上での「差し上げ」及び、据付場所到着後の不必要な「揺すり」は全面禁止とする。
- ニ. 土堤の上、及び土堤の手前での台車の脱着、及び土堤上への台車の持込を禁止する。
- ホ. 各屋台は、お旅所に帰り次第、直ちに加茂川土堤に上がる。お旅所での練りを行わないこと。
- ヘ. 提灯付けは、土堤上の所定位置に据えてから取りかかること。行列中の提灯取付けは違反である。
- ト. みこしは、先頭屋台が到着する前（15時30分迄）に土堤に上がる。なお、据え場所は土堤の入口から川下土堤に据えること。土堤に据えないみこしは、屋台運行の支障にならないよう鬼頭の指示に従うこと。

#### 7. 御神輿のお旅所到着並びに出発について

##### (1) 煙火の合図について

- イ. 御神輿がお旅所に到着の際は、直ちに第1回目の煙火を打ち上げる。
- ロ. 第2回目の煙火は、御神輿のお旅所出発の合図として打ち上げる。

(2) 川入りについて

- イ. 本年も御神輿の最終待機時間を、**午後5時15分**とし川入りに向け出発する。
- ロ. **川入行事には、鬼頭が高張提灯を持って御神輿を先導する。**
- ハ. 川入行事に、関係のない人が川に入らないよう、各屋台の方々も徹底排除にご協力をお願いする。

(3) メロディー橋の通行について

- イ. メロディー橋の通行に関しては、警察の指示を厳守のこと。
  - 一般・・・午後2時から午後6時まで通行止め
  - 「神輿関係」並びに「西側からの川入り屋台」・・・免除
- ロ. 西側川入り屋台については、各代表者・鬼頭にて決定し各所に周知を図ること。

(4) 最終お神楽（宵）について

- イ. 宵でのお神楽が終了するまで、神戸校区屋台は全て西側河川敷にて待機する。
- ロ. お神楽終了後、御神輿の先導として中野・日明・中ノ段の3台は、御神輿より先に土堤に上がる。
- ハ. 御神輿が土堤に上がった後に、間隔を十分とってから他の神戸校区屋台は土堤に上がること。

## 8. 全般について

(1) チェック体制について

- イ. 本年も『定め書き第五項』に伴うチェック場所を下記のとおり実施する。
  - ①北御門を通り県道西条港線に出た信号から神拝小学校前陸橋までの間
  - ②沢から下小川までの間
- ロ. チェック担当鬼頭を配置し運行の円滑化を図る。
- ハ. 各校区ごとのチェックは従来どおり実施する。

(2) 運行上の注意について

- イ. **15日・16日2日間とも、祭礼期間中は各屋台において2名の自主警備員（警固）を必ず選出し自屋台の安全運行に万全を期すこと。**
- ロ. 県道西条港線（お堀西側）などにおける並列行進は、運行時間遅延の一因となるため禁止とする。
- ハ. 各屋台は、自町内での練りを厳に慎み、伝統ある格調高い行列運行に努めること。
- ニ. 統一行動屋台行列中、河川への飛び込み行為は禁止とする。
- ホ. 行列中の屋台間隔は、概ね5メートルを目安として運行し、50メートル以上離れることがないよう注意すること。休憩のため据える場合は、前の屋台と極力詰めて据えること。
- ヘ. 16日の行列行進については、各所において御神輿と屋台が出合う場面が予想されるので、御神輿の円滑な巡幸にご協力をお願いする。

(3) 新規奉納について

- イ. **新しい町内が奉納を開始する場合は、全屋台の最終とする。また、町内の都合により2年間続けて奉納がない場合(3年目以降)は全屋台の最終とする。**

## 9. 昇夫番号札について

- イ. 警察指定の「昇夫番号札」は、本年（平成24年）も鬼頭会より全屋台に配布いたします。
- ロ. 番号札代として、屋台のかき夫の人数にかかわらず、1屋台につき**一律 3,000円**を納めていただきますので、よろしくお願い致します。
- ハ. なお、神社にて斎行する**屋台運行安全祈願祭（事始式 10月6日 斎行）のお神札（ふだ）の初穂料 5,000円**とは、別になりますのでご留意願います。

昨年の祭礼は、川入りが前代未聞の遅れを生じ、誠に残念に思うところであります。

本年は、各自治会・屋台かき夫の方々におかれましては、伝統ある**“伊曾乃例大祭への奉納”**を果たす！とすることを念頭におき、品格を損なう言動は厳に慎み、責任ある行動で名実共に『郷土の誇りとしての伊曾乃例大祭の実現』に向け、ご尽力・ご協力をお願い致します。